



# 鳥取県公報

平成 23 年 12 月 27 日(火)  
号外第 127 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 病院局管 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（3）（総務課） · · 2  
理規程

## 病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年12月27日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 頤

### 鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第1 行政職給料表（第3条関係） 略	別表第1 行政職給料表（第3条関係） 略
備考 この表の適用を受ける職員のうち <u>次に掲げるものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</u> とする。	備考 この表の適用を受ける職員のうち、 <u>その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</u> を給料月額とする。
<u>(1) 職務の級が1級又は2級である者</u> <u>1,000分の994</u> <u>(2) 職務の級が3級から5級までである者</u> <u>1,000分の959</u> <u>(3) 職務の級が6級から9級までである者</u> <u>1,000分の931</u>	<u>(1) 職務の級が3級から5級までである者</u> <u>1,000分の965</u> <u>(2) 職務の級が6級から9級までである者</u> <u>1,000分の936</u>
別表第2 医療職給料表（第3条関係） ア 略 イ 医療職給料表(2) 略	別表第2 医療職給料表（第3条関係） ア 略 イ 医療職給料表(2) 略
備考 この表の適用を受ける職員のうち <u>次に掲げる</u>	備考 この表の適用を受ける職員のうち、 <u>その職務</u>

ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が1級又は2級）である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級5号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931

#### ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が1級又は2級）である者 1,000分の994

(2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の959

(3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931

別表第2の2 特定期付職員給料表（第3条関係）

号給	給料月額
1	<u>376,000円</u>

の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの（再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

#### ウ 医療職給料表(3)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの（再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの）については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで（再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで）である者 1,000分の965

(2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

別表第2の2 特定期付職員給料表（第3条関係）

号給	給料月額
1	<u>363,000円</u>

2	426,000円	2	411,000円
3	479,000円	3	462,000円
4	545,000円	4	526,000円
5	622,000円	5	600,000円
6	728,000円	6	703,000円
7	852,000円	7	822,000円

備考 この表に定める給料月額に1,000分の959を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別表第3 現業職給料表（第3条関係）

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げるものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれぞれに定める割合（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 職務の級が1級又は2級である職員

1,000分の994

(2) 職務の級が3級である職員 1,000分の959

別表第3 現業職給料表（第3条関係）

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	8級	2種	87,500円	74,300円
	7級	2種	82,400円	67,900円
		3種	65,900円	54,300円
	6級	3種	61,900円	47,900円
医療職給料表(1)	4級	1種	132,900円	111,800円
		2種	106,200円	89,500円
		3種	85,000円	71,600円
	3級	2種	99,200円	75,400円
		3種	79,300円	60,300円
		2種	81,600円	69,500円
医療職給料表(2)	7級	3種	65,300円	55,600円

	6級	3種	61,900円	49,100円
		4種	54,200円	42,900円
医療職給料表(3)	7級	2種	82,200円	70,600円
		3種	65,800円	56,500円
	6級	3種	64,500円	49,500円
		4種	56,500円	43,400円

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成18年鳥取県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p><u>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が1級又は2級であるもの（以下この号において「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）でその職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして管理者が定めるもの 旧給料月額（施行日の前日において鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第6号）附則第7項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合に同日において受けすこととなる給料月額。以下同じ。）に1,000分の994（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別</u></p>	<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

に定める場合はその割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの（以下この条において「行政職5級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして管理者が定めるもの 旧給料月額に1,000分の959（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(3) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの（以下この条において「行政職6級以上職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして管理者が定めるもの 旧給料月額に1,000分の931（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員又は行政職6級以上職員に対応するものとして管理者が定めるもの 旧給料月額に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(5) 前各号に掲げる職員以外の職員 旧給料月額

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級から5級までであるもの（以下この号において「行政職5級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして管理者が定めるもの 旧給料月額（鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第6号）附則第7項本文の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料月額。次号及び第3号において同じ。）に1,000分の965（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までであるもの（以下この号において「行政職6級以上職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして管理者が定めるもの 旧給料月額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合はその割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 旧給料月額

この規程は、平成24年1月1日から施行する。